

最近の大きな地震では、耐震性能が低いことが原因で、 昭和56年(1981年)以前に

建てられた木造住宅の多くに 被害が集中しています。

# 丈夫ですか?



#### 耐震診断費・耐震改修工事費等の補助のお知らせ

### まずは耐震診断

受付窓口 (一社)富山県建築士事務所協会

TEL 076-442-1135

※ 直接お申込み下さい

(一社)富山県建築士事務所協会を通さず耐震診断を される場合は、補助対象外となります。

#### 富山県木造住宅耐震診断支援事業

耐震診断費用の90%を県が負担します。

申込者の負担額) (延床面積により異なる)

設計図面がある場合:280㎡以下は2千円、

280㎡を超えると3千円

設計図面がない場合:280㎡以下は4千円、

280㎡を超えると6千円

## 2 つぎに 耐震改修工事

受付窓口

射水市都市整備部建築住宅課 (大島分庁舎2階)

TEL 0766-51-6683

耐震診断が終わり、耐震改修工事が必要な場合に お申込み下さい。(対象工事は次頁参照)

#### 射水市木造住宅耐震改修支援事業

耐震改修費用の最大100万円までを 補助します。

補助額: 木造住宅の耐震化工事に対して

費用の5分の4を補助(※上限100万円)

## 3 あわせてリフォーム工事

受付窓口 射水市都市整備部建築住宅課

(大島分庁舎2階)

TEL 0766-51-6683

耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事の 補助ですので、「2」とあわせて申込み下さい

#### 射水市木造住宅リフォーム支援事業

リフォーム費用の最大30万円までを 補助します。

#### 2 と 3 申込みの際の留意点

- ■工事施工業者と契約する前に、建築住宅課 にご相談に下さい。
- ■工事着工日(契約日)前に申請が必要です。
- ■申請される年度の**2月末日までに工事を完了** し、実績報告をする必要があります。
- ■年度ごとの**予算の範囲内**において申込みを 受付けます。

問合せ先 建築住宅課(大島分庁舎) Tel 51 - 6683

#### 補助要件

#### 【対象となる住宅】下記の要件をすべて満たす住宅

- ① 木造の一戸建で、2階建て以下のもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの
- ③ 在来軸組工法によるもの

#### 【補助対象者】下記の要件をすべて満たす者

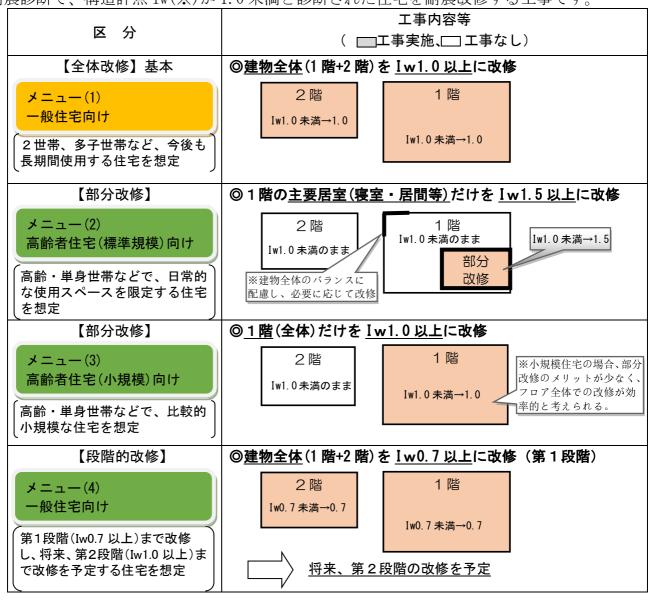
- ① 市内に住宅を所有(居住)している者
- ② 市税の滞納がない者

#### 【対象となる経費】

住宅の耐震化のための計画の策定、耐震改修及びリフォーム(耐震工事と同時に施工する屋根、外壁及び室内リフォーム、バリアフリー工事等)に要する費用

#### ≪対象となる改修工事≫

耐震診断で、構造評点 Iw(※)が 1.0 未満と診断された住宅を耐震改修する工事です。



- (※)構造評点 Iw (一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による耐震診断による判定値)
  - Iw が 0.7 未満の場合・・・・・地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
  - $\bigcirc$  Iw が 0.7以上 1.0未満の場合・地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
  - ○Iwが 1.0以上の場合・・・・・地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。(新耐震基準(現行の建築基準法)と同等基準)